

大和大学後援会

家計急変者給付奨学金 募集要項

奨学金の趣旨

大和大学家計急変者給付奨学金は、父母（生計維持者）の死亡や失業、廃業などによる著しい収入の減少により授業等の納付が困難となった学生に対し奨学金を給付し、修学の継続を支援することを目的とする奨学金です。

1. 申請資格

以下の要件のいずれかを満たしている場合

- ① 学費負担者（父母）が死亡した場合
- ② 学費負担者（父母）が重度後遺障害を生じたことにより就労不能となった場合

以下に該当する場合を重度後遺障害とします。

- (ア) 身体障害者福祉法により身体障害者2級以上の認定を受けた場合
- (イ) 国民年金法施行令および厚生年金保険法施行令によって障害等級1級以上の認定を受けた場合
- (ウ) 上記（ア）、（イ）には該当しないが、怪我や疾病の状態が快方に向かう見通しが薄く、
重度後遺障害と同等程度の状態が続き就労不能である場合（精神障害は対象となりません）

※外国人留学生は本奨学金の対象となりません。

2. 学業成績要件

ありません

3. 選考方法

申請資格を満たした方全員が給付対象となります

4. 給付金額

各学部の授業料相当額を給付、休学した場合は在籍料相当額を給付

※在学期間中1回限りの給付となります。

※国の修学支援新制度により授業料減免の支援を受ける学生については支援区分により、本奨学金の給付金額を調整する場合があります。

※他の奨学金制度により授業料減免を受けている学生については本奨学金の給付金額を調整する場合があります。

5. 給付期間

給付決定があった日が属する学期（セメスター）から2学期（セメスター）

6. 給付の中止・取消

以下の場合、奨学金の給付が中止・取消となります

- ・学籍を失った場合
- ・懲戒処分を受けた場合
- ・申請書類への虚偽記載等の不正の事実が判明した場合

7. 出願期間

随時募集

- ・家計急変事由が生じてから1年以内

8. 出願書類

<学費負担者が死亡の場合>

- ・願書
- ・戸籍全部事項証明書
死亡を確認できる発行3ヶ月以内のもの

<学費負担者が重度後遺障害を生じたことにより就労不能となった場合>

- ・願書
- ・国籍全部事項証明書
発行3ヶ月以内のもの
- ・身体障害者手帳（1級、2級）の写し
取得者および取得年月日がわかるページ
- ・障害者年金証明書（1級）の写し
障害者年金を受給されている場合は、受給者および認定年月日が分かるページ
- ・医師の診断書
病状と就労不能状態を確認できるもの
- ・同意書
医療機関へ医療照会を行うための同意書

※その他、状況に応じて追加の書類提出やヒアリングを求める場合があります。

9. 採用発表

概ね出願日より1ヵ月以内に学生本人に通知します

大和大学家計急変奨学金 願書

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

家計急変奨学金に出願するため、本願書および必要書類を提出します。以下の通り記載した内容および提出書類に相違ありません。

ふりがな 氏名 (学生)	印	学籍 番号			
学部		学科	生	生年月日	年 月 日生
学生本人 住所	【自宅 ・ 自宅外】				
	電話番号		携帯電話番号		
家族 住所					
	電話番号		携帯電話番号		
家族状況 (学生本人以外)	続柄	氏名	年齢	職業	備考
	父				
	母				

家計急変事由 ↓□にチェックしてください。

□ 死亡	ふりがな 氏名 _____ 学生本人との続柄 (_____) 死亡日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
□ 重度後遺障害	ふりがな 氏名 _____ 学生本人との続柄 (_____) 身体障害者手帳 □1級 ・ □2級 □障害者年金 等級1級 取得日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
□ 失業 (解雇・破産)	ふりがな 氏名 _____ 学生本人との続柄 (_____) □解雇 (会社都合) □自営業：破産 会社名 (_____) 解雇日・破産日 _____ 年 _____ 月 _____ 日